

# 長崎県建設工事入札参加資格再審査取扱要領

平成17年 1月20日 制 定  
最終改正 平成28年 3月28日 監第291号

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎県建設工事入札参加者格付要綱（昭和29年11月20日制定。以下「格付要綱」という。）第9条の規定により、再度の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査（以下「再審査」という。）の申請手続きなどについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格 県が発注する建設工事の入札に参加するため建設業者が有するべき資格。
- (2) 承継 入札参加資格を有する者が、当該資格について入札参加資格のない者或いは既に入札参加資格を有している者に、その地位を引継がせること。
- (3) 入札参加資格者 格付要綱第4条の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。
- (4) 審査結果等 格付要綱第4条及び第5条に規定する建設工事の種類毎の審査点数及び格付けをいう。
- (5) 総合数値 格付要綱第5条に規定する、同要綱第4条第3号の客観的審査事項と同条第4号の主観的審査事項の審査点数を合わせた数値をいう。

(再審査申請者)

第3条 この要領に基づき再審査を申請できる者は、格付要綱第9条各号のうち第3号以外に該当する者とし、同要綱第9条第3号に該当する者は、再審査を申請しなければならない。

(再審査の対象範囲等)

第4条 前条の規定により再審査を申請する場合の入札参加資格の範囲は次のとおりとする。

- (1) 格付要綱第9条第1号及び第2号に掲げる者は、この要領に特別の定めがある場合を除き、入札参加資格を有する建設工事の種類の種類範囲内で再審査を希望する資格全てについて申請をしなければならない。
- (2) 格付要綱第9条第3号に掲げる者は、同要綱第8条第1号から第3号に該当する時点で、入札参加資格者であった者が有していた当該入札参加資格に係る建設業の種類の種類範囲内で承継を希望する資格全てについて再審査の申請をしなければならない。ただし、承継をする者が既に入札参加資格を有している場合、その資格に係る建設業の種類以外の業種及び既に有している資格に係る業種の種類範囲内で入札参加を希望する資格全てについて再審査の申請をすることを要す。

(再審査の効果等)

第5条 第6条の規定により再審査申請した入札参加資格について、当該審査後の入札参

加資格の効力の発生する日は、第9条の入札参加資格決定通知書に記載した再審査後の当該資格の効力を生じる日（以下「発効日」という。）とする。なお格付要綱第9条第1号及び第2号に規定する者及び同要綱第9条第3号に規定するもののうち、前条第2号ただし書きに該当する者の従前の入札参加資格に係る審査結果等については、当該発効日をもって取り消されたものとみなす。

2 格付要綱第9条第4号に規定する者の前項に規定する発効日は、その都度定める。  
（再審査の申請手続き）

第6条 再審査の申請をしようとする者は、必要に応じて次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、格付要綱第8条第1号から第3号に該当し入札参加資格者の地位の承継を申請した者に係る申請の場合不要とする。

（1）再度の入札参加資格審査申請書（様式第1号）

（2）「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」（昭和53年長崎県告示第957号。以下「県告示」という。）第1の3に掲げる書類及び以下の①～③の書類。

①格付要綱第9条第1号及び第2号に該当する者が申請者の場合、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定日又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定日以降を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

②再審査をする理由となる事実の発生を証する書類の写し

③その他知事が審査に必要な書類として指示する書類

2 前項の再審査をする理由となる事実の発生を証する書類とは、次に掲げる書類とする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の場合 更生手続開始決定書及び更生計画認可書の写し

イ 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の場合 再生手続開始決定書及び再生計画書写し

ウ その他再審査の理由を確認するために必要と認められる書類

（再審査に係る入札参加資格審査及び審査結果等の決定）

第7条 知事は、前条により申請のあった書類に基づき、格付要綱第4条に規定する資格及び工事施工能力の審査を行うとともに、次条の規定に基づきその申請者の審査結果等を決定する。

2 この資格審査における申請者の状態を特定する日は、格付要綱第3条第2項の規定に拘わらず、当該申請のあった日とする。

（審査結果等の決定方法）

第8条 知事は、この要領に別の定めがある場合の外、2及び3並びに格付要綱第4条第2号の規定に基づいて総合数値を算定し、同要綱第5条の規定により格付けを決定する。

2 格付要綱第4条第3号に定める客観的審査事項の審査点数については、第6条の申請時に添付する総合評定値通知書に記載された、建設工事の種類毎の総合評定値とする。

3 格付要綱第4条第4号に定める主観的審査事項の審査点数については、原則として

再審査申請前の入札参加資格者であったものが有する審査点数とする。ただし、格付要綱第9条第3号に掲げる者の再審査の場合で、当該資格に係る建設業の種類のうち重複するものがあつた場合、県内建設業者にあつては当該業種に係る高い評価を有するものとし、県内建設業者以外の者にあつては減点の大きい評価を有するものとみなして審査を行う。

(審査結果の通知等)

第9条 知事は、第7条の規定による入札参加資格に係る審査結果等の決定を行ったときは、再審査後の入札参加資格の内容を様式第2号により、申請者に通知する。

ただし、再審査後の入札参加資格の効力が生じる日は、各発注機関への周知及び発注事務処理に支障が生じないよう相当の期間をもって予め指定しなければならない。

2 知事は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく各発注機関長等に対して、様式第3号により通知する。

(再審査に係る入札参加資格の有効期間)

第10条 第7条の規定により決定された入札参加資格の有効期間は、発効日から県告示第1の5に規定する有効期間の終期までとする。

(資格名簿の変更等)

第11条 第7条の再審査申請に係る審査結果等の決定後は、格付要綱第4条に規定する入札参加資格名簿に所要の修正を行う。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度定める。

## 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(様式第1号)

再度の入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

長崎県知事

様

(申請者) 住所又は所在地  
商号(名称)  
代表者名

印

長崎県建設工事入札参加者格付要綱第9条の規定に基づき、下記内容にかかる再度の建設工事入札参加資格の審査を、関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請理由(該当するものを○で囲む。)

- ① 会社更生法に基づく、更正計画の認可を受けたため。
- ② 民事再生法に基づく、再生計画の認可を受けたため。
- ③ 会社合併を行い、消滅会社の入札参加資格の承継を申請したため。
- ④ 事業譲渡(建設業全部等)を行い、譲渡会社の入札参加資格の承継を申請したため。
- ⑤ 会社分割(建設業全部等)を行い、分割会社の入札参加資格の承継を申請したため。
- ⑥ その他 ( )

2. 申請者の概要及び再審査を希望する業種

1. 申請者の建設業許可番号 2. 申請者の有する建設業許可業種			
3. 上記③～⑤の場合、入札参加資格者であった会社及びその有していた資格	会社名	許可番号	入札参加資格にかかる業種
4. 上記1の場合で、申請者が入札参加資格者の場合、その資格(業種)			
5. 再審査を希望する建設業の種類			
6. その他			

(様式第 2 号)

入札参加資格決定通知書

(申請者) 住所又は所在地  
商号(名称)  
代表者名

平成 年 月 日付けで再度の入札参加資格審査申請があった件について、次のとおり参加資格を決定しましたので通知します。

なお、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第 9 条第 1 号、第 2 号に該当する者及び同条第 3 号に該当する者で、長崎県の入札参加資格を有する者の申請にかかる従前の資格については、この通知をもって効力を失ったものとします。

平成 年 月 日

長崎県知事

印

1. 決定内容 (入札参加資格)

建設工事の種類	総合数値	格付	建設工事の種類	総合数値	格付

2. 条件等

- ① 1 に示す再審査後の入札参加資格の効力を生じる日 平成 年 月 日
- ② 上記の資格の有効期限は、平成 年 月 日までとする。
- ③ この通知書受領後に、入札参加資格申請書の記載事項又は営業所の変更があった場合、若しくは合併、破産、廃業等があったときは、速やかに長崎県監理課あて届け出てください。ただし、県内建設業者の方にかかる、入札参加資格申請書の記載事項の変更届等については、(委任状が必要な場合等を除き) 提出を省略できます。

(様式第 3 号)

平成 年 月 日

格付表配布機関長 様

土 木 部 長  
(公印省略)

県建設工事入札参加資格再決定等通知書

長崎県建設工事入札参加者格付要綱第 9 条の規定に基づき再審査申請のあった標記について、次のとおり決定したので通知します。

※ (申請者が既に資格を有している場合次の文を挿入)  
これに伴い、現在認定している下記業者の入札参加資格については、同日付けで効力を失います。

事務取扱については、遺漏のないようお願いします。

記

1. 申請者にかかる事項

- ① 建設業者名 (商号等)
- ② 住所又は所在地
- ③ 代表者名
- ④ (建設業) 許可番号

2. 再審査に係る入札参加資格決定内容の効力を発する日

平成 年 月 日

3. 決定内容 (入札参加資格)

建設工事の種類	総合数値	格付	建設工事の種類	総合数値	格付

4. 有効期限 平成 年 月 日まで